

○厚生労働省告示第八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十一年十月一日から適用する。

平成三十一年三月二十五日

厚生労働大臣 根本 匠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 <u>249単位</u> (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>393単位</u> (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>571単位</u> (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>652単位</u> (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>734単位</u> (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>815単位</u> (7) 所要時間3時間以上の場合 <u>896単位</u> に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数 ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 <u>249単位</u> (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>393単位</u> (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>571単位</u> (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>652単位</u> (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>734単位</u> (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>815単位</u> (7) 所要時間3時間以上の場合 <u>896単位</u> に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 (1)～(3) (略) (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>232単位</u>	別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 <u>248単位</u> (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>392単位</u> (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>570単位</u> (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>651単位</u> (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>732単位</u> (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>813単位</u> (7) 所要時間3時間以上の場合 <u>894単位</u> に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数 ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 <u>248単位</u> (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>392単位</u> (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>570単位</u> (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>651単位</u> (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>732単位</u> (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>813単位</u> (7) 所要時間3時間以上の場合 <u>894単位</u> に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 (1)～(3) (略) (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>231単位</u>

- (5) 所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合 268単位
- (6) 所要時間 1 時間30分以上の場合 302単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算した単位数
- ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合
- (1)・(2) (略)
- (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 268単位
- (4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 336単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに68単位を加算した単位数
- ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合
98単位

注 1 ～ 4 (略)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間 3 時間以上の場合 633単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、

- (5) 所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合 267単位
- (6) 所要時間 1 時間30分以上の場合 301単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算した単位数
- ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合
- (1)・(2) (略)
- (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 267単位
- (4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 335単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに68単位を加算した単位数
- ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合
98単位

注 1 ～ 4 (略)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間 3 時間以上の場合 632単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、

次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間 3 時間以上の場合 633単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

7～15 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6 及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までによ

次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間 3 時間以上の場合 632単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

7～15 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6 において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までによ

り算定した単位数の1000分の220に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から4の2までにより
り算定した単位数の1000分の122に相当する単位数
ニ・ホ (略)

6 (略)

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。）時における移動中の介護を行った場合

(1)・(2) (略)

(3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 366単位

(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 457単位

(5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 549単位

(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 639単位

(7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 731単位

(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 816単位に所要

り算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から4の2までにより
り算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ニ・ホ (略)

6 (略)

(新設)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下同じ。）時における移動中の介護を行った場合

(1)・(2) (略)

(3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 365単位

(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 456単位

(5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 548単位

(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 638単位

(7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 730単位

(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 815単位に所要

時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,496単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,171単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,817単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,499単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ロ 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所若しくは同法第 2 条第 1 項に規定する助産所又は介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 8 条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

(1)・(2) （略）

(3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 366単位

(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 457単位

(5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 549単位

(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 639単位

(7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 731単位

(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 816単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,495単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,170単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,816単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,498単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ロ 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所若しくは同法第 2 条第 1 項に規定する助産所又は介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 8 条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

(1)・(2) （略）

(3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 365単位

(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 456単位

(5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 548単位

(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 638単位

(7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 730単位

(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 815単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,496単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,171単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,817単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,499単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注 1～12 (略)

2～5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から5の2までによ

- (9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,495単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
- (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,170単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
- (11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,816単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- (12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,498単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注 1～12 (略)

2～5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の192に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から5の2までによ

り算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

ニ・ホ (略)

7 (略)

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ (略)

ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 292単位

ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 421単位

ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 485単位

ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 548単位

ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 611単位

ト 所要時間3時間以上の場合 674単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに63単位を加算した単位数

注1～10 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

り算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ニ・ホ (略)

7 (略)

(新設)

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ (略)

ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 291単位

ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 420単位

ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 484単位

ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 547単位

ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 610単位

ト 所要時間3時間以上の場合 673単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに63単位を加算した単位数

注1～10 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。<u>6及び7</u>において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の<u>302</u>に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の<u>220</u>に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の<u>122</u>に相当する単位数 ニ・ホ (略) 6 (略) <u>7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> <u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</u> イ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数</u> ロ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数</u> 第4 行動援護 1 行動援護サービス費	職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。<u>6</u>において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の<u>303</u>に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の<u>221</u>に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の<u>123</u>に相当する単位数 ニ・ホ (略) 6 (略) (新設) 第4 行動援護 1 行動援護サービス費
---	--

イ	所要時間30分未満の場合	<u>255単位</u>
ロ	所要時間30分以上 1 時間未満の場合	<u>403単位</u>
ハ	所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	<u>587単位</u>
ニ	所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合	<u>735単位</u>
ホ	所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合	<u>884単位</u>
ヘ	所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合	<u>1,032単位</u>
ト	所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合	<u>1,182単位</u>
チ	所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	<u>1,330単位</u>
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間30分未満の場合	<u>1,480単位</u>
ヌ	所要時間 4 時間30分以上 5 時間未満の場合	<u>1,628単位</u>
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	<u>1,777単位</u>
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	<u>1,925単位</u>
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	<u>2,075単位</u>
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	<u>2,223単位</u>
コ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	<u>2,373単位</u>
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	<u>2,520単位</u>

注 1～9 (略)

2～4 の 2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6 及び 7 において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年 3 月 31 日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の1000分の250に相当する単位数

イ	所要時間30分未満の場合	<u>254単位</u>
ロ	所要時間30分以上 1 時間未満の場合	<u>402単位</u>
ハ	所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	<u>586単位</u>
ニ	所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合	<u>733単位</u>
ホ	所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合	<u>882単位</u>
ヘ	所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合	<u>1,030単位</u>
ト	所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合	<u>1,179単位</u>
チ	所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	<u>1,327単位</u>
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間30分未満の場合	<u>1,477単位</u>
ヌ	所要時間 4 時間30分以上 5 時間未満の場合	<u>1,624単位</u>
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	<u>1,773単位</u>
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	<u>1,921単位</u>
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	<u>2,070単位</u>
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	<u>2,218単位</u>
コ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	<u>2,368単位</u>
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	<u>2,514単位</u>

注 1～9 (略)

2～4 の 2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6 において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年 3 月 31 日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数

- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- ニ・ホ (略)

6 (略)

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(Ⅰ)

- (一) 利用定員が40人以下 948単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 922単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 875単位
- (四) 利用定員が81人以上 838単位

(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)

- (一) 利用定員が40人以下 690単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 655単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 608単位
- (四) 利用定員が81人以上 578単位

- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
- ニ・ホ (略)

6 (略)

(新設)

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(Ⅰ)

- (一) 利用定員が40人以下 943単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 917単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 870単位
- (四) 利用定員が81人以上 833単位

(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)

- (一) 利用定員が40人以下 686単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 651単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 605単位
- (四) 利用定員が81人以上 575単位

(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>546単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>517単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>488単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>466単位</u>
(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>437単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>401単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>374単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>354単位</u>
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>437単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>401単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>374単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>354単位</u>
ロ 経過療養介護サービス費	
(1) 経過療養介護サービス費(Ⅰ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>886単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>886単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>857単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>823単位</u>

注 1～10 (略)

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）

(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>543単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>514単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>485単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>463単位</u>
(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>435単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>399単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>372単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>352単位</u>
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>435単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>399単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>372単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>352単位</u>
ロ 経過療養介護サービス費	
(1) 経過療養介護サービス費(Ⅰ)	
(一) 利用定員が40人以下	<u>881単位</u>
(二) 利用定員が41人以上60人以下	<u>881単位</u>
(三) 利用定員が61人以上80人以下	<u>852単位</u>
(四) 利用定員が81人以上	<u>819単位</u>

注 1～10 (略)

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に

、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 (略)

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1 から 5 までに
より算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1 から 5 までに
より算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

第6 生活介護

1 生活介護サービス費 (1 日につき)

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

(一) 区分 6	<u>1, 291単位</u>
(二) 区分 5	<u>969単位</u>
(三) 区分 4	<u>687単位</u>
(四) 区分 3	<u>617単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>564単位</u>

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 区分 6	<u>1, 151単位</u>
(二) 区分 5	<u>859単位</u>
(三) 区分 4	<u>605単位</u>
(四) 区分 3	<u>544単位</u>

掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 (略)

(新設)

第6 生活介護

1 生活介護サービス費 (1 日につき)

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

(一) 区分 6	<u>1, 283単位</u>
(二) 区分 5	<u>963単位</u>
(三) 区分 4	<u>683単位</u>
(四) 区分 3	<u>613単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>561単位</u>

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 区分 6	<u>1, 144単位</u>
(二) 区分 5	<u>854単位</u>
(三) 区分 4	<u>601単位</u>
(四) 区分 3	<u>541単位</u>

(五) 区分 2 以下	<u>496単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 区分 6	<u>1,111単位</u>
(二) 区分 5	<u>824単位</u>
(三) 区分 4	<u>573単位</u>
(四) 区分 3	<u>507単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>464単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分 6	<u>1,055単位</u>
(二) 区分 5	<u>789単位</u>
(三) 区分 4	<u>554単位</u>
(四) 区分 3	<u>498単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>450単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分 6	<u>1,038単位</u>
(二) 区分 5	<u>773単位</u>
(三) 区分 4	<u>540単位</u>
(四) 区分 3	<u>483単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>433単位</u>
ロ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(I)	<u>698単位</u>
(2) 共生型生活介護サービス費(II)	<u>859単位</u>
ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	<u>698単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	<u>859単位</u>
ニ 経過的生活介護サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第9において「障害児入所給付費単位数表」という。）の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じて得た単位数	

(五) 区分 2 以下	<u>493単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 区分 6	<u>1,104単位</u>
(二) 区分 5	<u>819単位</u>
(三) 区分 4	<u>570単位</u>
(四) 区分 3	<u>504単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>461単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分 6	<u>1,049単位</u>
(二) 区分 5	<u>784単位</u>
(三) 区分 4	<u>551単位</u>
(四) 区分 3	<u>495単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>447単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分 6	<u>1,032単位</u>
(二) 区分 5	<u>768単位</u>
(三) 区分 4	<u>537単位</u>
(四) 区分 3	<u>480単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>430単位</u>
ロ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(I)	<u>694単位</u>
(2) 共生型生活介護サービス費(II)	<u>854単位</u>
ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	<u>694単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	<u>854単位</u>
ニ 経過的生活介護サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第9において「障害児入所給付費単位数表」という。）の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じて得た単位数	

注 1 ～ 3 (略)

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、注 7 に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、平成33年 3 月31日までの間、1 日につき所定単位数を算定する。

5 ～ 9 (略)

2 ～13 (略)

13の 2 就労移行支援体制加算

イ	利用定員が20人以下	42単位
ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7 単位
ホ	利用定員が81人以上	6 単位

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の 1 の注 2に規定する指定就労継続支援 A 型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が 6 月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において 1 人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用

注 1 ～ 3 (略)

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、平成33年 3 月31日までの間、1 日につき所定単位数を算定する。

5 ～ 9 (略)

2 ～13 (略)

13の 2 就労移行支援体制加算

イ	利用定員が20人以下	42単位
ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7 単位
ホ	利用定員が81人以上	6 単位

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の 1 の注 1に規定する指定就労継続支援 A 型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が 6 月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において 1 人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対

者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

15 （略）

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1 から13の2までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1 から13の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費(I)

(一) 区分6 902単位

(二) 区分5 766単位

し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

15 （略）

（新設）

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費(I)

(一) 区分6 896単位

(二) 区分5 761単位

(三) 区分 4	<u>633単位</u>
(四) 区分 3	<u>569単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>497単位</u>
(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分 6	<u>588単位</u>
(二) 区分 5	<u>515単位</u>
(三) 区分 4	<u>310単位</u>
(四) 区分 3	<u>234単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>168単位</u>
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分 3	<u>766単位</u>
(二) 区分 2	<u>601単位</u>
(三) 区分 1	<u>497単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分 3	<u>515単位</u>
(二) 区分 2	<u>272単位</u>
(三) 区分 1	<u>168単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分 6	<u>1,103単位</u>
(二) 区分 5	<u>968単位</u>
(三) 区分 4	<u>834単位</u>
(四) 区分 3	<u>771単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>699単位</u>
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分 6	<u>790単位</u>
(二) 区分 5	<u>718単位</u>
(三) 区分 4	<u>512単位</u>
(四) 区分 3	<u>437単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>369単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分 3	<u>968単位</u>

(三) 区分 4	<u>629単位</u>
(四) 区分 3	<u>565単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>494単位</u>
(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分 6	<u>584単位</u>
(二) 区分 5	<u>512単位</u>
(三) 区分 4	<u>308単位</u>
(四) 区分 3	<u>233単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>167単位</u>
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分 3	<u>761単位</u>
(二) 区分 2	<u>597単位</u>
(三) 区分 1	<u>494単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分 3	<u>512単位</u>
(二) 区分 2	<u>270単位</u>
(三) 区分 1	<u>167単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分 6	<u>1,096単位</u>
(二) 区分 5	<u>962単位</u>
(三) 区分 4	<u>829単位</u>
(四) 区分 3	<u>766単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>695単位</u>
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分 6	<u>785単位</u>
(二) 区分 5	<u>713単位</u>
(三) 区分 4	<u>509単位</u>
(四) 区分 3	<u>434単位</u>
(五) 区分 1 及び区分 2	<u>367単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分 3	<u>962単位</u>

(二) 区分 2	803単位	(二) 区分 2	798単位
(三) 区分 1	699単位	(三) 区分 1	695単位
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)		(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分 3	718単位	(一) 区分 3	713単位
(二) 区分 2	474単位	(二) 区分 2	471単位
(三) 区分 1	369単位	(三) 区分 1	367単位
ロ 医療型短期入所サービス費		ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,907単位	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,889単位
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,703単位	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,686単位
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,690単位	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,679単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,785単位	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,768単位
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,571単位	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,555単位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,588単位	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,578単位
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,027単位	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,014単位
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,893単位	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,881単位
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,217単位	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,209単位
ニ 共生型短期入所サービス費		ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅰ)	766単位	(1) 共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅰ)	761単位
(2) 共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅱ)	234単位	(2) 共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅱ)	233単位
(3) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅰ)	964単位	(3) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅰ)	958単位
(4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅱ)	435単位	(4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅱ)	432単位
ホ 基準該当短期入所サービス費		ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	766単位	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	761単位
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	234単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	233単位
注 1～17 （略）		注 1～17 （略）	
2～4 （略）		2～4 （略）	
5 医療連携体制加算		5 医療連携体制加算	
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	600単位	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	600単位
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	300単位	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	300単位
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	500単位	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	500単位

ニ	医療連携体制加算(Ⅳ)	100単位
ホ	医療連携体制加算(Ⅴ)	39単位
ヘ	医療連携体制加算(Ⅵ)	1,000単位
ト	医療連携体制加算(Ⅶ)	500単位

注 1～3 (略)

4 ニについては、喀痰吸引^{かくたん}等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引^{かくたん}等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイ、ロ、ヘ若しくはトの算定対象となる利用者については、算定しない。

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所等を行う場合の利用者（注6及び注7において「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

6～8 (略)

6～12 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

ニ	医療連携体制加算(Ⅳ)	100単位
ホ	医療連携体制加算(Ⅴ)	39単位
ヘ	医療連携体制加算(Ⅵ)	1,000単位
ト	医療連携体制加算(Ⅶ)	500単位

注 1～3 (略)

4 ニについては、喀痰吸引^{かくたん}等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引^{かくたん}等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイ若しくはロの算定対象となる利用者については、算定しない。

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所等を行う場合の利用者（注6及び注7において「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

6～8 (略)

6～12 (略)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

14 （略）

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1 から12までに
より算定した単位数の1000分の19に相当する単位数（指定
宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（
単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000
分の39に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（単独
型事業所を除く。）及び日中サービス支援型指定共同生活
援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合に
あつては1000分の18に相当する単位数、外部サービス利用
型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）にお
いて行う場合にあつては1000分の20に相当する単位数又は
単独型事業所において行う場合にあつては1000分の14に相

職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

14 （略）

（新設）

当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1から12までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1から12までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1から12までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 202単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 302単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,500単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 949単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,000単位

注1～6 （略）

2～2の7 （略）

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 201単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 301単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2499単位に所要時間12時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 946単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 997単位

注1～6 （略）

2～2の7 （略）

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

4 （略）

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

(1) 区分6	<u>458単位</u>
(2) 区分5	<u>386単位</u>
(3) 区分4	<u>311単位</u>
(4) 区分3	<u>235単位</u>
(5) 区分2以下	<u>170単位</u>

ロ 利用定員が41人以上60人以下

(1) 区分6	<u>359単位</u>
---------	--------------

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

4 （略）

（新設）

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

(1) 区分6	<u>455単位</u>
(2) 区分5	<u>384単位</u>
(3) 区分4	<u>309単位</u>
(4) 区分3	<u>233単位</u>
(5) 区分2以下	<u>169単位</u>

ロ 利用定員が41人以上60人以下

(1) 区分6	<u>357単位</u>
---------	--------------

(2) 区分 5	<u>300単位</u>
(3) 区分 4	<u>238単位</u>
(4) 区分 3	<u>187単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>148単位</u>

ハ 利用定員が61人以上80人以下

(1) 区分 6	<u>298単位</u>
(2) 区分 5	<u>250単位</u>
(3) 区分 4	<u>200単位</u>
(4) 区分 3	<u>164単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>134単位</u>

ニ 利用定員が81人以上

(1) 区分 6	<u>272単位</u>
(2) 区分 5	<u>225単位</u>
(3) 区分 4	<u>180単位</u>
(4) 区分 3	<u>148単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>127単位</u>

ホ (略)

注 1～5 (略)

2～13 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

(2) 区分 5	<u>298単位</u>
(3) 区分 4	<u>236単位</u>
(4) 区分 3	<u>186単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>147単位</u>

ハ 利用定員が61人以上80人以下

(1) 区分 6	<u>296単位</u>
(2) 区分 5	<u>248単位</u>
(3) 区分 4	<u>199単位</u>
(4) 区分 3	<u>163単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>133単位</u>

ニ 利用定員が81人以上

(1) 区分 6	<u>270単位</u>
(2) 区分 5	<u>224単位</u>
(3) 区分 4	<u>179単位</u>
(4) 区分 3	<u>147単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>126単位</u>

ホ (略)

注 1～5 (略)

2～13 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

15	(略)	15	(略)
16	福祉・介護職員等特定処遇改善加算		(新設)
	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数を所定単位数に加算する。		
第10	自立訓練（機能訓練）	第10	自立訓練（機能訓練）
1	機能訓練サービス費（1日につき）	1	機能訓練サービス費（1日につき）
イ	機能訓練サービス費(I)	イ	機能訓練サービス費(I)
(1)	利用定員が20人以下	(1)	利用定員が20人以下
	795単位		791単位
(2)	利用定員が21人以上40人以下	(2)	利用定員が21人以上40人以下
	710単位		707単位
(3)	利用定員が41人以上60人以下	(3)	利用定員が41人以上60人以下
	675単位		672単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	(4)	利用定員が61人以上80人以下
	647単位		644単位
(5)	利用定員が81人以上	(5)	利用定員が81人以上
	610単位		607単位
ロ	機能訓練サービス費(II)	ロ	機能訓練サービス費(II)
(1)	所要時間1時間未満の場合	(1)	所要時間1時間未満の場合
	249単位		248単位
(2)	所要時間1時間以上の場合	(2)	所要時間1時間以上の場合
	571単位		570単位
(3)	視覚障害者に対する専門的訓練の場合	(3)	視覚障害者に対する専門的訓練の場合
	734単位		732単位
ハ	共生型機能訓練サービス費	ハ	共生型機能訓練サービス費
	699単位		696単位
ニ	基準該当機能訓練サービス費	ニ	基準該当機能訓練サービス費
	699単位		696単位
	注1～5 (略)		注1～5 (略)
1の2～8の2	(略)	1の2～8の2	(略)
8の3	就労移行支援体制加算	8の3	就労移行支援体制加算
イ	利用定員が20人以下	イ	利用定員が20人以下
	57単位		57単位
ロ	利用定員が21人以上40人以下	ロ	利用定員が21人以上40人以下
	25単位		25単位
ハ	利用定員が41人以上60人以下	ハ	利用定員が41人以上60人以下
	14単位		14単位
ニ	利用定員が61人以上80人以下	ニ	利用定員が61人以上80人以下
	10単位		10単位
ホ	利用定員が81人以上	ホ	利用定員が81人以上
	7単位		7単位
	注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓		注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓

練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

10 （略）

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準

練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

10 （略）

（新設）

該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費(I)

- (1) 利用定員が20人以下 747単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 667単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 634単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 609単位
- (5) 利用定員が81人以上 572単位

ロ 生活訓練サービス費(II)

- (1) 所要時間1時間未満の場合 249単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 571単位
- (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 734単位

ハ 生活訓練サービス費(III)

- (1) 利用期間が2年間以内の場合 270単位
- (2) 利用期間が2年間を超える場合 163単位

ニ 生活訓練サービス費(IV)

- (1) 利用期間が3年間以内の場合 270単位
- (2) 利用期間が3年間を超える場合 163単位

ホ 共生型生活訓練サービス費 664単位

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費(I)

- (1) 利用定員が20人以下 744単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 664単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 631単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 606単位
- (5) 利用定員が81人以上 570単位

ロ 生活訓練サービス費(II)

- (1) 所要時間1時間未満の場合 248単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 570単位
- (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 732単位

ハ 生活訓練サービス費(III)

- (1) 利用期間が2年間以内の場合 268単位
- (2) 利用期間が2年間を超える場合 162単位

ニ 生活訓練サービス費(IV)

- (1) 利用期間が3年間以内の場合 268単位
- (2) 利用期間が3年間を超える場合 162単位

ホ 共生型生活訓練サービス費 661単位

へ 基準該当生活訓練サービス費	664単位	へ 基準該当生活訓練サービス費	661単位
注 1～7 (略)		注 1～7 (略)	
1の2～5の11 (略)		1の2～5の11 (略)	
6 利用者負担上限額管理加算	150単位	6 利用者負担上限額管理加算	150単位
注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（ <u>指定宿泊型自立訓練の事業を行う者及び精神障害者退院支援施設を除く。</u> ）、共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第171条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。		注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第171条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。	
7～12の2 (略)		7～12の2 (略)	
12の3 就労移行支援体制加算		12の3 就労移行支援体制加算	
イ 利用定員が20人以下	54単位	イ 利用定員が20人以下	54単位
ロ 利用定員が21人以上40人以下	24単位	ロ 利用定員が21人以上40人以下	24単位
ハ 利用定員が41人以上60人以下	13単位	ハ 利用定員が41人以上60人以下	13単位
ニ 利用定員が61人以上80人以下	9単位	ニ 利用定員が61人以上80人以下	9単位
ホ 利用定員が81人以上	7単位	ホ 利用定員が81人以上	7単位
注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の1の <u>注2</u> に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。		注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の1の <u>注1</u> に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。	

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

14 （略）

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1 から12の3までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1 から12の3までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数（

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

14 （略）

（新設）

指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数)

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,094単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 939単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 811単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 689単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 567単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 527単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 502単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,004単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 845単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 717単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 630単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 515単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 466単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 444単位

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,089単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 935単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 807単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 686単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 564単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 524単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 500単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 999単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 841単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 714単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 627単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 513単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 464単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 442単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 973単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 821単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 685単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 595単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 506単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 445単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 424単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 919単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 780単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 639単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 543単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 485単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 416単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 396単位

(5) 利用定員が81人以上

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 887単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 744単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合

(3) 利用定員が41人以上60人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 968単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 817単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 682単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 592単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 504単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 443単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 422単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 915単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 776単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 636単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 540単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 483単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 414単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 394単位

(5) 利用定員が81人以上

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 883単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 740単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合

合	<u>600単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	
合	<u>497単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	
合	<u>468単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>389単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>371単位</u>
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>714単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>612単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>529単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>449単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>369単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>343単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>327単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>658単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>556単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>471単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>414単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	

合	<u>597単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	
合	<u>495単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	
合	<u>466単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>387単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>369単位</u>
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>710単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>609単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>526単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>447単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>367単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>341単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>325単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>655単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>553単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>469単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>412単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	

合	<u>339単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>306単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>292単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>625単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>529単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>441単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>383単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>326単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>287単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>272単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>618単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>524単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>430単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>365単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>326単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>278単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>266単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	

合	<u>337単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>304単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>290単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>622単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>526単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>439単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>381単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>324単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>285単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>271単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>615単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>521単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>428単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>363単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>324単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>277単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>265単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 614単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 515単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 416単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 344単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 324単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 269単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 257単位

注 1 ～ 7 （略）

2 （略）

3 削除

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 611単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 512単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 414単位
- (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 342単位
- (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 322単位
- (六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 268単位
- (七) 就労定着者の割合が零の場合 256単位

注 1 ～ 7 （略）

2 （略）

3 就労定着支援体制加算

イ 就労を継続している又は継続していた期間（以下「就労継続期間」という。）が6月以上12月未満の者

- (1) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 15単位
- (2) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 24単位
- (3) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 36単位
- (4) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 51単位
- (5) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 73単位

ロ 就労継続期間が12月以上24月未満の者

- (1) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 13単位
- (2) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労

	<u>定着者が100分の15以上100分の25未満の場合</u>	<u>21単位</u>
(3)	<u>利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合</u>	<u>31単位</u>
(4)	<u>利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合</u>	<u>44単位</u>
(5)	<u>利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の45以上の場合</u>	<u>63単位</u>
ハ	<u>就労継続期間が24月以上36月未満の者</u>	
(1)	<u>利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合</u>	<u>11単位</u>
(2)	<u>利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合</u>	<u>17単位</u>
(3)	<u>利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合</u>	<u>26単位</u>
(4)	<u>利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合</u>	<u>37単位</u>
(5)	<u>利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の45以上の場合</u>	<u>53単位</u>
注	<u>指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）、指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度において、イからハまでに掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとの(1)から(5)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、平成30年9月30日までの間、1日につきイからハまでの所定単位数を加算する。ただし、第14の2の1の就労定着支援サービス費を算定している場合は、算定しない。</u>	

4～15の4 (略)

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

17 (略)

18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

第13 就労継続支援A型

4～15の4 (略)

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

17 (略)

(新設)

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 618単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
606単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合
597単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合
589単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合
501単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合
412単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 324単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 549単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
539単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合
531単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合
524単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合
445単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合
366単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 287単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 516単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 615単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
603単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合
594単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合
586単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合
498単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合
410単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 322単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 546単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合
536単位
- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合
528単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合
521単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合
443単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合
364単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 286単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

- (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 513単位
- (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合

	<u>506単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>499単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>492単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>417単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>343単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>269単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>506単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>497単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>490単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>482単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>410単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>337単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>264単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>490単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>479単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>472単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>466単位</u>

	<u>503単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>496単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>489単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>415単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>341単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>268単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>503単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>494単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>487単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>480単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>408単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>335単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>263単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>487単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>477単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>470単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>464単位</u>

(五)	1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>395単位</u>
(六)	1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>326単位</u>
(七)	1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>256単位</u>
ロ	就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	
(1)	利用定員が20人以下	
(一)	1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>563単位</u>
(二)	1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>552単位</u>
(三)	1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>544単位</u>
(四)	1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>537単位</u>
(五)	1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>456単位</u>
(六)	1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>375単位</u>
(七)	1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>295単位</u>
(2)	利用定員が21人以上40人以下	
(一)	1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>502単位</u>
(二)	1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>493単位</u>
(三)	1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>485単位</u>
(四)	1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>478単位</u>
(五)	1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>405単位</u>
(六)	1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>334単位</u>

(五)	1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>393単位</u>
(六)	1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>324単位</u>
(七)	1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>255単位</u>
ロ	就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	
(1)	利用定員が20人以下	
(一)	1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>560単位</u>
(二)	1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>549単位</u>
(三)	1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>541単位</u>
(四)	1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>534単位</u>
(五)	1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>454単位</u>
(六)	1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>373単位</u>
(七)	1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>293単位</u>
(2)	利用定員が21人以上40人以下	
(一)	1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>499単位</u>
(二)	1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>490単位</u>
(三)	1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>483単位</u>
(四)	1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>476単位</u>
(五)	1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>403単位</u>
(六)	1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>332単位</u>

(七)	1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>262単位</u>
(3)	利用定員が41人以上60人以下	
(一)	1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>466単位</u>
(二)	1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>457単位</u>
(三)	1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>450単位</u>
(四)	1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>444単位</u>
(五)	1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>377単位</u>
(六)	1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>311単位</u>
(七)	1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>244単位</u>
(4)	利用定員が61人以上80人以下	
(一)	1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>456単位</u>
(二)	1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>447単位</u>
(三)	1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>441単位</u>
(四)	1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>435単位</u>
(五)	1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>369単位</u>
(六)	1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>304単位</u>
(七)	1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>239単位</u>
(5)	利用定員が81人以上	
(一)	1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>440単位</u>
(二)	1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>432単位</u>

(七)	1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>261単位</u>
(3)	利用定員が41人以上60人以下	
(一)	1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>464単位</u>
(二)	1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>455単位</u>
(三)	1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>448単位</u>
(四)	1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>442単位</u>
(五)	1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>375単位</u>
(六)	1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>309単位</u>
(七)	1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>243単位</u>
(4)	利用定員が61人以上80人以下	
(一)	1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>454単位</u>
(二)	1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>445単位</u>
(三)	1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>439単位</u>
(四)	1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>433単位</u>
(五)	1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>367単位</u>
(六)	1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>302単位</u>
(七)	1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>238単位</u>
(5)	利用定員が81人以上	
(一)	1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>438単位</u>
(二)	1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>430単位</u>

- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 426単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 420単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 356単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 294単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 230単位
- 注1 (略)

2 イについては、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。）（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数（当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、当該指定就労継続支援A型事業所等と雇用契約を締結していた利用者の当該指定就労継続支援A型事業所等における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した当該指定就労継続支援A型事業所等における1日当たりの平均労働時間数をいう。注3及び注3の2において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 424単位
- (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 418単位
- (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 354単位
- (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 292単位
- (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 229単位
- 注1 (略)

2 イについては、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。）（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数（当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、当該指定就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結していた利用者の当該指定就労継続支援A型事業所における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した当該指定就労継続支援A型事業所等における1日当たりの平均労働時間数をいう。注3及び注3の2において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 ロについては、指定就労継続支援A型事業所等（イの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等（イの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等を除く。）の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3の2～6 （略）

2～14の3 （略）

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

16 （略）

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合

3 ロについては、指定就労継続支援A型事業所等（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3の2～6 （略）

2～14の3 （略）

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

16 （略）

（新設）

に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない

○

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1 から14の3までにより算定した単位数の1000分の4に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1 から14の3までにより算定した単位数の1000分の4に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 649単位

(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 624単位

(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 612単位

(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 600単位

(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 589単位

(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 574単位

(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 565単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 575単位

(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 555単位

(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 645単位

(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 621単位

(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 609単位

(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 597単位

(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 586単位

(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 571単位

(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 562単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 572単位

(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 552単位

(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

	<u>544単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>534単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>524単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>511単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>503単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>540単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	
	<u>521単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>511単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>501単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>492単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>479単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>472単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>530単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	
	<u>511単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>502単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>492単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>483単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>471単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>463単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>513単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	

	<u>541単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>531単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>521単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>508単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>500単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>537単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	
	<u>518単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>508単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>498単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>489単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>476単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>469単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>527単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	
	<u>508単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>499単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>489単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>480単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>468単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>460単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>510単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	

	<u>494単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>485単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>476単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>467単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>454単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>447単位</u>
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>590単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	
	<u>568単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>558単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>547単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>537単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>523単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>515単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>526単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	
	<u>507単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>497単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>488単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>479単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>467単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>460単位</u>

	<u>491単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>482単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>473単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>464単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>452単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>445単位</u>
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>587単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	
	<u>565単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>555単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>544単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>534単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>520単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>512単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>523単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	
	<u>504単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	
	<u>494単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	
	<u>485単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>476単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>464単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>457単位</u>

- (3) 利用定員が41人以上60人以下
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 489単位
 - (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 471単位
 - (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 462単位
 - (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 452単位
 - (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 444単位
 - (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 433単位
 - (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 426単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 479単位
 - (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 461単位
 - (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 452単位
 - (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 443単位
 - (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 435単位
 - (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 424単位
 - (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 417単位
- (5) 利用定員が81人以上
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 462単位
 - (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 444単位
 - (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 436単位
 - (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 428単位
 - (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 420単位

- (3) 利用定員が41人以上60人以下
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 486単位
 - (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 468単位
 - (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 459単位
 - (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 450単位
 - (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 442単位
 - (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 431単位
 - (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 424単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 476単位
 - (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 458単位
 - (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 450単位
 - (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 441単位
 - (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 433単位
 - (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 422単位
 - (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 415単位
- (5) 利用定員が81人以上
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 459単位
 - (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 442単位
 - (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 434単位
 - (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 426単位
 - (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 418単位

- (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 409単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 403単位

ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（2の注に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下このハ並びに注2及び注3において同じ。）に応じ、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数

算式

（（保護施設事務費（生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第10条の規定により生活保護法第75条に規定する国庫負担金の交付の対象となる保護施設事務費をいい、当該サービスのあった月の属する年度の4月1日時点にお

- (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 407単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 401単位

ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下このハ並びに注2及び注3において同じ。）に応じ、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数

算式

（（保護施設事務費（生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第10条の規定により生活保護法第75条に規定する国庫負担金の交付の対象となる保護施設事務費をいい、当該サービスのあった月の属する年度の4月1日時点にお

いて示されている額とする。以下同じ。) ÷ 22 ÷ 0.945 ÷ 10) + 23) × 1.046

注 1・2 (略)

3 ロについては、注 2 に規定する以外の指定就労継続支援 B 型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注 2 に規定する以外の指定就労継続支援 B 型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4～7 (略)

2～16の 2 (略)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年 3 月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

18 (略)

19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

いて示されている額とする。以下同じ。) ÷ 22 ÷ 0.945 ÷ 10) + 23) × 1.046

注 1・2 (略)

3 ロについては、注 2 に規定する以外の指定就労継続支援 B 型事業所等若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注 2 に規定する以外の指定就労継続支援 B 型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4～7 (略)

2～16の 2 (略)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年 3 月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

18 (略)

(新設)

職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1 から16の2までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1 から16の2までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の19に相当する単位数）

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費（1月につき）

イ 利用者数が20人以下

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 就労定着率が9割以上の場合 | <u>3,215単位</u> |
| (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | <u>2,652単位</u> |
| (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | <u>2,130単位</u> |
| (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | <u>1,607単位</u> |
| (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | <u>1,366単位</u> |
| (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 | <u>1,206単位</u> |
| (7) 就労定着率が1割未満の場合 | <u>1,045単位</u> |

ロ 利用者数が21人以上40人以下

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 就労定着率が9割以上の場合 | <u>2,572単位</u> |
| (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | <u>2,122単位</u> |
| (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | <u>1,704単位</u> |
| (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | <u>1,286単位</u> |

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費（1月につき）

イ 利用者数が20人以下

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 就労定着率が9割以上の場合 | <u>3,200単位</u> |
| (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | <u>2,640単位</u> |
| (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | <u>2,120単位</u> |
| (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | <u>1,600単位</u> |
| (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | <u>1,360単位</u> |
| (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 | <u>1,200単位</u> |
| (7) 就労定着率が1割未満の場合 | <u>1,040単位</u> |

ロ 利用者数が21人以上40人以下

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 就労定着率が9割以上の場合 | <u>2,560単位</u> |
| (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | <u>2,112単位</u> |
| (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | <u>1,696単位</u> |
| (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | <u>1,280単位</u> |

(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,093単位</u>	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,088単位</u>
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>964単位</u>	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>960単位</u>
(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>836単位</u>	(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>832単位</u>
ハ 利用者数が41人以上		ハ 利用者数が41人以上	
(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,411単位</u>	(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,400単位</u>
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>1,989単位</u>	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>1,980単位</u>
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,597単位</u>	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,590単位</u>
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,206単位</u>	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,200単位</u>
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,025単位</u>	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,020単位</u>
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>904単位</u>	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>900単位</u>
(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>784単位</u>	(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>780単位</u>
注1～7 (略)		注1～7 (略)	
2～6 (略)		2～6 (略)	
第14の3 自立生活援助		第14の3 自立生活援助	
1 自立生活援助サービス費		1 自立生活援助サービス費	
イ 自立生活援助サービス費(I)		イ 自立生活援助サービス費(I)	
(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満		(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	
	<u>1,556単位</u>		<u>1,547単位</u>
(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上		(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上	
	<u>1,089単位</u>		<u>1,083単位</u>
ロ 自立生活援助サービス費(II)		ロ 自立生活援助サービス費(II)	
(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満		(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	
	<u>1,165単位</u>		<u>1,158単位</u>
(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上		(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上	
	<u>816単位</u>		<u>811単位</u>
注1～8 (略)		注1～8 (略)	
9 指定自立生活援助事業者（指定障害福祉サービス基準第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）が、 <u>地域生活支援員</u> による指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援（利用者の居宅を訪問することにより行うものをいう。）を、1月に		9 指定自立生活援助事業者（指定障害福祉サービス基準第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）が、 <u>地域支援員</u> による指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援（利用者の居宅を訪問することにより行うものをいう。）を、1月に2日	

2 日以上行うことなく、指定自立生活援助を行った場合は、自立生活援助サービス費は、算定しない。

2 ～ 5 (略)

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費 (1 日につき)

イ 共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分 6	<u>666単位</u>
(2) 区分 5	<u>551単位</u>
(3) 区分 4	<u>470単位</u>
(4) 区分 3	<u>384単位</u>
(5) 区分 2	<u>294単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>244単位</u>

ロ 共同生活援助サービス費(II)

(1) 区分 6	<u>615単位</u>
(2) 区分 5	<u>499単位</u>
(3) 区分 4	<u>420単位</u>
(4) 区分 3	<u>333単位</u>
(5) 区分 2	<u>244単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>199単位</u>

ハ 共同生活援助サービス費(III)

(1) 区分 6	<u>582単位</u>
(2) 区分 5	<u>466単位</u>
(3) 区分 4	<u>386単位</u>
(4) 区分 3	<u>300単位</u>
(5) 区分 2	<u>210単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>171単位</u>

ニ 共同生活援助サービス費(IV)

(1) 区分 6	<u>696単位</u>
(2) 区分 5	<u>581単位</u>
(3) 区分 4	<u>500単位</u>
(4) 区分 3	<u>414単位</u>

以上行うことなく、指定自立生活援助を行った場合は、自立生活援助サービス費は、算定しない。

2 ～ 5 (略)

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費 (1 日につき)

イ 共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分 6	<u>661単位</u>
(2) 区分 5	<u>547単位</u>
(3) 区分 4	<u>467単位</u>
(4) 区分 3	<u>381単位</u>
(5) 区分 2	<u>292単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>242単位</u>

ロ 共同生活援助サービス費(II)

(1) 区分 6	<u>611単位</u>
(2) 区分 5	<u>496単位</u>
(3) 区分 4	<u>417単位</u>
(4) 区分 3	<u>331単位</u>
(5) 区分 2	<u>242単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>198単位</u>

ハ 共同生活援助サービス費(III)

(1) 区分 6	<u>578単位</u>
(2) 区分 5	<u>463単位</u>
(3) 区分 4	<u>383単位</u>
(4) 区分 3	<u>298単位</u>
(5) 区分 2	<u>209単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>170単位</u>

ニ 共同生活援助サービス費(IV)

(1) 区分 6	<u>691単位</u>
(2) 区分 5	<u>577単位</u>
(3) 区分 4	<u>497単位</u>
(4) 区分 3	<u>411単位</u>

- (5) 区分2 324単位
 (6) 区分1以下 274単位

注1～4 (略)

5 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 443単位
 (二) 区分5 397単位
 (三) 区分4 363単位

(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 392単位
 (二) 区分5 345単位
 (三) 区分4 313単位

(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 358単位
 (二) 区分5 312単位
 (三) 区分4 280単位

6～9 (略)

1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)

- (1) 区分6 1,104単位
 (2) 区分5 988単位
 (3) 区分4 906単位
 (4) 区分3 721単位

ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)

- (1) 区分6 1,020単位

- (5) 区分2 322単位
 (6) 区分1以下 272単位

注1～4 (略)

5 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 440単位
 (二) 区分5 394単位
 (三) 区分4 361単位

(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 389単位
 (二) 区分5 343単位
 (三) 区分4 311単位

(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

- (一) 区分6 356単位
 (二) 区分5 310単位
 (三) 区分4 278単位

6～9 (略)

1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)

- (1) 区分6 1,098単位
 (2) 区分5 982単位
 (3) 区分4 901単位
 (4) 区分3 717単位

ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)

- (1) 区分6 1,014単位

(2) 区分 5	<u>903単位</u>
(3) 区分 4	<u>821単位</u>
(4) 区分 3	<u>637単位</u>
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	
(1) 区分 6	<u>968単位</u>
(2) 区分 5	<u>851単位</u>
(3) 区分 4	<u>769単位</u>
(4) 区分 3	<u>585単位</u>
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	
(1) 区分 6	<u>1,134単位</u>
(2) 区分 5	<u>1,018単位</u>
(3) 区分 4	<u>936単位</u>
(4) 区分 3	<u>751単位</u>
注 1 ～ 4 (略)	
5 日中を共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第21条の3に規定する共同生活住居をいう。以下この1の2において同じ。）以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注7に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。	
(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分 6	<u>909単位</u>
(二) 区分 5	<u>792単位</u>
(三) 区分 4	<u>711単位</u>
(四) 区分 3	<u>624単位</u>
(五) 区分 2	<u>459単位</u>
(六) 区分 1 以下	<u>399単位</u>
(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	

(2) 区分 5	<u>898単位</u>
(3) 区分 4	<u>816単位</u>
(4) 区分 3	<u>633単位</u>
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	
(1) 区分 6	<u>963単位</u>
(2) 区分 5	<u>846単位</u>
(3) 区分 4	<u>765単位</u>
(4) 区分 3	<u>582単位</u>
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	
(1) 区分 6	<u>1,128単位</u>
(2) 区分 5	<u>1,012単位</u>
(3) 区分 4	<u>931単位</u>
(4) 区分 3	<u>747単位</u>
注 1 ～ 4 (略)	
5 日中を共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第21条の3に規定する共同生活住居をいう。以下この1の2において同じ。）以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注7に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。	
(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分 6	<u>904単位</u>
(二) 区分 5	<u>788単位</u>
(三) 区分 4	<u>707単位</u>
(四) 区分 3	<u>620単位</u>
(五) 区分 2	<u>456単位</u>
(六) 区分 1 以下	<u>397単位</u>
(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	

助事業所の場合

(一) 区分 6	<u>825単位</u>
(二) 区分 5	<u>708単位</u>
(三) 区分 4	<u>626単位</u>
(四) 区分 3	<u>539単位</u>
(五) 区分 2	<u>373単位</u>
(六) 区分 1 以下	<u>323単位</u>

(3) 注 4 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分 6	<u>773単位</u>
(二) 区分 5	<u>656単位</u>
(三) 区分 4	<u>574単位</u>
(四) 区分 3	<u>488単位</u>
(五) 区分 2	<u>323単位</u>
(六) 区分 1 以下	<u>279単位</u>

6 平成33年 3 月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ 1 日につき次に掲げる単位数を算定する。

(1) 注 2 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分 6	<u>697単位</u>
(二) 区分 5	<u>650単位</u>
(三) 区分 4	<u>616単位</u>

(2) 注 3 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分 6	<u>611単位</u>
(二) 区分 5	<u>565単位</u>
(三) 区分 4	<u>532単位</u>

助事業所の場合

(一) 区分 6	<u>820単位</u>
(二) 区分 5	<u>704単位</u>
(三) 区分 4	<u>622単位</u>
(四) 区分 3	<u>536単位</u>
(五) 区分 2	<u>371単位</u>
(六) 区分 1 以下	<u>321単位</u>

(3) 注 4 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分 6	<u>769単位</u>
(二) 区分 5	<u>652単位</u>
(三) 区分 4	<u>571単位</u>
(四) 区分 3	<u>485単位</u>
(五) 区分 2	<u>321単位</u>
(六) 区分 1 以下	<u>277単位</u>

6 平成33年 3 月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ 1 日につき次に掲げる単位数を算定する。

(1) 注 2 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分 6	<u>693単位</u>
(二) 区分 5	<u>646単位</u>
(三) 区分 4	<u>613単位</u>

(2) 注 3 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分 6	<u>608単位</u>
(二) 区分 5	<u>562単位</u>
(三) 区分 4	<u>529単位</u>

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 560単位

(二) 区分5 514単位

(三) 区分4 481単位

7 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定する。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 604単位

(二) 区分5 557単位

(三) 区分4 524単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 519単位

(二) 区分5 473単位

(三) 区分4 439単位

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 468単位

(二) 区分5 421単位

(三) 区分4 388単位

8 (略)

9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 557単位

(二) 区分5 511単位

(三) 区分4 478単位

7 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定する。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 601単位

(二) 区分5 554単位

(三) 区分4 521単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 516単位

(二) 区分5 470単位

(三) 区分4 437単位

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 465単位

(二) 区分5 419単位

(三) 区分4 386単位

8 (略)

9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共

同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

。	
(1) 区分 6	<u>939単位</u>
(2) 区分 5	<u>823単位</u>
(3) 区分 4	<u>741単位</u>
(4) 区分 3	<u>654単位</u>
(5) 区分 2	<u>489単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>429単位</u>

10～12 （略）

1 の 2 の 2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	<u>244単位</u>
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	<u>199単位</u>
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	<u>171単位</u>
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	<u>114単位</u>
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	<u>274単位</u>

注 1～9 （略）

1 の 3 受託居宅介護サービス費

イ （略）	
ロ 所要時間15分以上30分未満の場合	<u>192単位</u>
ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合	<u>261単位</u> に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに86単位を加算した単位数
ニ 所要時間1時間30分以上の場合	<u>559単位</u> に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに36単位を加算した単位数

注 （略）

1 の 4～8 （略）

同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

。	
(1) 区分 6	<u>934単位</u>
(2) 区分 5	<u>818単位</u>
(3) 区分 4	<u>737単位</u>
(4) 区分 3	<u>650単位</u>
(5) 区分 2	<u>486単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>427単位</u>

10～12 （略）

1 の 2 の 2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	<u>242単位</u>
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	<u>198単位</u>
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	<u>170単位</u>
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	<u>113単位</u>
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	<u>272単位</u>

注 1～9 （略）

1 の 3 受託居宅介護サービス費

イ （略）	
ロ 所要時間15分以上30分未満の場合	<u>191単位</u>
ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合	<u>260単位</u> に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに86単位を加算した単位数
ニ 所要時間1時間30分以上の場合	<u>557単位</u> に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに36単位を加算した単位数

注 （略）

1 の 4～8 （略）

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで（1の2、1の2の2、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)、10の(1)、11のイの(1)及び11のロの(1)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7まで（1の2の2、1の3、1の5及び1の7のイを除く。ロの(2)、ハの(2)、10の(2)、11のイの(2)及び11のロの(2)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで（1の5の2、1の6及び6の3を除く。ロの(3)、ハの(3)、10の(3)、11のイの(3)及び11のロの(3)において同じ。）により算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

ロ～ホ （略）

10 （略）

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで（1の2、1の2の2、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)及び10の(1)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7まで（1の2の2、1の3、1の5及び1の7のイを除く。ロの(2)、ハの(2)及び10の(2)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで（1の5の2、1の6及び6の3を除く。ロの(3)、ハの(3)及び10の(3)において同じ。）により算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

ロ～ホ （略）

10 （略）

（新設）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1 の 2 の 2 から 8 までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1 の 2 の 2 から 8 までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数